



(原文縦書)

## 財団法人民事法務協会寄附行為

昭46. 6. 23制定  
昭50. 11. 22改正  
昭58. 6. 8改正  
昭59. 6. 26改正  
昭63. 4. 1改正  
平 3. 8. 23改正  
平11. 7. 5改正  
平11. 7. 22改正  
平12. 8. 22改正  
平18. 3. 28改正  
平18. 12. 14改正  
平19. 6. 11改正  
平20. 7. 17改正

### 第一章 総則

#### (設立)

第一条 栗本義之助ほか十三名（別紙一記載のとおり）は、第四条に定める目的のため別紙二記載の財産目録に掲げる財産を寄附し、財団法人を設立する。

#### (名称)

第二条 本会は、財団法人民事法務協会と称する。

#### (事務所)

第三条 本会の事務所は、東京都千代田区に置く。

2 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

### 第二章 目的および事業

#### (目的)

第四条 本会は、登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、知識の普及等その発展と円滑な運営に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第五条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 登記、戸籍、供託等民事法務に関する調査研究
- 二 登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関する啓発宣伝
- 三 登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関する図書、印刷物の刊行頒布
- 四 登記事項証明書等の作成作業その他の登記制度の運営改善のために必要な作業等の受託に関する事業
- 五 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する登記情報提供業務

- 六 成年後見制度に関する事業
- 七 民事法務に関する労働者派遣事業
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 役員、顧問および職員

#### (役員)

第六条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 二十名以内 うち会長一名副会長一名
- 二 監事 二名
- 三 評議員 十名以内

#### (会長、副会長)

第七条 会長および副会長は、理事が互選する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

#### (理事、監事、評議員)

第八条 理事および監事は、理事会の推せんにより、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。
- 3 理事は、理事会を組織し、理事会は、会務の執行を決定する。
- 4 評議員は、評議員会を組織する。
- 5 会長は、新たな事業の実施その他本会の事業に関する重要な事項については、評議員会の意見を求めるものとする。
- 6 監事は、民法第五十九条の職務を行なう。

#### (役員任期)

第九条 役員任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、他の同種の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

#### (顧問)

第九条の二 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

#### (役員報酬等)

第九条の三 役員および顧問の報酬ならびに常勤理事等の退職金は、理事会の定めるところによる。

#### (職員)

第十条 会長は、会務を処理するため、職員を任免する。

### 第四章 会議

(種別)

第十一条 会議は、理事会および評議員会とする。

(招集)

第十二条 定時会議は毎年十一月に、臨時会議は必要がある場合に、会長がそれぞれ招集する。

2 会議を構成する役員の三分の一以上または監事から、会議の目的である事項を示して会議招集の請求があったときは、会長はその会議を招集しなければならない。

(定足数)

第十三条 会議は、会議を構成する役員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第十四条 理事会の議長は、会長をもってあてる。

2 評議員会の議長は、評議員が互選する。

(議決)

第十五条 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第十六条 やむを得ない理由のため会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の役員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その者は出席したものとみなす。

2 会長は、簡易な事項または急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め会議に代えることができる。

(権能)

第十七条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画

二 会長から付議された事項

2 評議員会は、この寄附行為に規定するもののほか、会長に対し必要と認める事項について助言する。

(議事録)

第十八条 すべての会議の議事については、議事録を作成し、議長および出席役員二人以上が署名押印しなければならない。

## 第五章 資産と会計

(資産)

第十九条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

一 財産目録記載の財産

二 事業に伴う収入

三 寄附金品

四 その他の収入

(資産の種類)

第二十条 本会の資産は、基本財産と運用財産の二種に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成し、これを処分しまたは担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会において、理事三分の二以上の決議を得、かつ、法務大臣の承認を受けて、これを処分しまたは担保に供することができる。

一 財産目録記載の財産

二 基本財産とすることを指定して寄附をうけた財産

三 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(会計年度)

第二十一条 本会の会計年度は、毎年十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わる。

(経費の支弁)

第二十二条 本会の経費は、第十九条第二号から第四号までに掲げる財産のうちから支出する。

(収支予算)

第二十三条 本会の収支予算は、会計年度開始前に、理事会の決議により定める。

(収支決算)

第二十四条 本会の収支決算は、会計年度終了後二月以内にその年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

## 第五章の二 民事法務研究所

(民事法務研究所)

第二十四条の二 第五条第一号の事業を行なうため、本会に民事法務研究所を置く。

## 第六章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第二十五条 この寄附行為は、理事総数の三分の二以上の同意および法務大臣の認可を得て、変更することができる。

(解散)

第二十六条 本会は、役員の中の四分の三以上の同意および法務大臣の認可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第二十七条 解散のとき存する残余財産は、理事会で決議し、法務大臣の認可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

## 第七章 附 則

(委任)

第二十八条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

(設立当初の役員)

第二十九条 本会設立当初の理事および監事は、別紙三に掲げる者とし、その任期は、昭和四十七年三月三十一日までとする。

昭和四十六年六月二十三日

設 立 者

埼玉県鳩ヶ谷市本町二丁目八番一〇号

栗 本 義 之 助

東京都武蔵野市関前五丁目二番二号

斎 藤 二 郎

東京都杉並区久我山二丁目四番一四号

内 田 俊 夫

埼玉県所沢市上新井二一三〇番地

天 野 健 夫

東京都渋谷区渋谷一丁目一七番三号

永 本 廣

東京都杉並区高井戸東四丁目五番一三号

古 川 静 夫

東京都練馬区旭町二丁目八番二一号

長 谷 川 信 藏

横浜市港北区日吉本町二〇六五番地の一七

天 野 功

東京都中野区大和町二丁目四一番三号

高 橋 忠 雄

埼玉県入間郡富士見町鶴馬八四番地

堀 内 恒 雄

千葉県市川市八幡町四丁目三番一〇号

小 寺 精

千葉県木更津市太田七四六番地

晝 間 種

神奈川県高座郡海老名町本郷四七七六番地

小 俣 喜 一 郎

千葉県東葛飾郡関宿町木間ヶ瀬五八八九番地

大 井 好 仁

別紙一

	寄 附 行 為	者 名 簿	
一	金四拾万円	栗 本	義 之 助
一	金貳拾万円	斎 藤	二 郎
一	金貳拾万円	内 田	俊 夫
一	金貳拾万円	天 野	健 夫
一	金貳拾万円	永 本	廣
一	金貳拾万円	古 川	静 夫
一	金貳拾万円	長 谷 川	信 藏
一	金貳拾万円	天 野	功
一	金貳拾万円	高 橋	忠 雄
一	金貳拾万円	堀 内	恒 雄
一	金貳拾万円	小 寺	精
一	金貳拾万円	晝 間	種
一	金貳拾万円	小 俣	喜 一 郎
一	金貳拾万円	大 井	好 仁
	合計金参百万円	十四名	

別紙二

財 産 目 録

一 基 本 財 産 金 参、〇〇〇、〇〇〇円

資 産 金 参、〇〇〇、〇〇〇円

二 運 用 財 産 な し

負 債 な し

差引正味財産 金参、〇〇〇、〇〇〇円

内 訳（予金） 金参、〇〇〇、〇〇〇円（株式会社第一銀行神田駅前支店）

別紙三

設立当初の役員名簿

会長理事	栗	本	義之助
副会長理事	小	寺	精
理事	斎	藤	二郎
理事	内	田	俊夫
理事	天	野	健夫
監事	永	本	廣
監事	小	俣	喜一郎

以上